

富山県森林法施行規則第2章第1節に規定する許可の基準に係る審査基準等について

(趣旨)

第1条 富山県森林法施行規則(平成12年3月31日富山県規則第13号。以下、「規則」という。)第2章第1節に規定する許可の基準に係る審査基準(以下、「審査基準」という。)については、開発行為の許可基準等の運用について(令和4年11月15日付け4林整治第1188号)の第1から第7まで、第11の要件とし、これ以外に許可の審査をするために必要な事項等を次のとおり定める。

(設計雨量強度)

第2条 開発行為にかかる施設の計画における設計雨量強度は、気象庁富山観測所及び伏木観測所における観測資料に基づく特性係数法による最新の降雨強度式により算定してあること。各観測所の降雨強度式は次の農林振興センターに適用し、3年確率雨量強度は以下のものとする。

- (1) 富山観測所は、新川、富山、砺波農林振興センター管内の市町村とする。
3年確率雨量強度は $t=10$ 分 : 85 mm/h、 $t=20$ 分 : 70 mm/h、 $t=30$ 分 : 55 mm/h とする。
- (2) 伏木観測所は、高岡農林振興センター管内の市町村とする。
3年確率雨量強度は $t=10$ 分 : 90 mm/h、 $t=20$ 分 : 75 mm/h、 $t=30$ 分 : 60 mm/h とする。

(排水施設)

第3条 排水施設は、その断面積に20パーセントの余裕を有するものであること。

2 人家等の人命にかかわる保全対象が事業区域に隣接している場合とは事業区域から管理者が存在する河川等の間に人家等がある場合について適用することとし、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

(洪水調節容量)

第4条 洪水調節容量の算定は、簡便法によるものであること。ただし、比流量が $5 \text{ m}^3 / \text{sec} / 1 \text{ Km}^2$ 以上の場合は、厳密計算法により算定し、簡便法の算定結果と比較して容量の大きい方を採用したものであること。

2 厳密計算法による降雨波形は後方集中型とし降雨継続時間は24時間であること。

(安全に流下させることができない地点の選定)

第5条 安全に流下させることができない地点(以下、狭窄部という。)のうち、工事前の30年確率で想定される雨量強度における洪水のピーク流量が林地開発行為をしようとする森林の面積に対しそれぞれの集水区域の面積の割合による比流量が最小となる地点を、原則として事業によりもっとも影響を受ける地点として選定したものであること。また、選定したもっとも影響を受ける地点に比べ流下能力が著しく小さい地点が存在する場合は流下能力の著しく小さい地点についても選定したものであること。流下能力が著しく小さい地点の流量断面による洪水のピーク流量から集水区域の雨量強度及びこれに対する何年確率降雨かについて求め、工事前の何年確率降雨強度に対する洪水調節池からの許容放流量を決定したものであること。また、何年確率降雨強度が3年確率降雨強度より算定した確率降雨強度が多きい場合は、3年確率降雨強度により算定したものであること。

2 洪水調節容量を算定するピーク流量を安全に流下させることができない狭窄部は、単断面とし、粗度係数の異なる複断面を選定していないこと。

3 狭窄部の通水断面積には0.8を乗じた断面積において洪水調節容量を算定していること。

(開発に伴う土砂流出の防止)

第6条 えん堤等の浚渫は貯砂量にかかわらず1年間に3回以上とし容量を管理するものであること。

(土砂等の流出の防止を目的としたえん堤等に関する基準)

第7条 開発の目的、態様にかかわらず事業区域内にえん堤等を設けることとし次の構造等であること。

(1) 洪水調節池を兼ねるえん堤等を設置する場合は、洪水調節容量に加えて、掃流現象等によって沈殿物が再攪乱するおそれのない1m以上の水深及を加えた構造であること。

(2) 洪水調節池を兼ねるえん堤等に余水吐を設置するときは、余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては100年確率で想定される雨量強度における洪水のピーク流量の1.2倍以上、また、フィルダムにあつてはコンクリートダムのその1.2倍以上の能力及び構造で、最高水位に0.6m以上の余裕高を有するものであること。

(水害防止を目的としたえん堤等に関する基準)

第8条 開発の目的、態様にかかわらず事業区域内にえん堤等を設けることとし次の構造等であること。

- (1) えん堤等には、洪水調節容量に加えて、掃流現象等が起こることによって沈殿物が再攪乱するおそれのない1 m以上の水深を加えた構造であること。
- (2) えん堤等に余水吐を設置するときは、余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度における洪水のピーク流量の1.2倍以上、また、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上の能力及び構造で、最高水位に0.6m以上の余裕高を有するものであること。
- (3) 沈砂池を兼ねるえん堤等を設置する場合は、洪水調節容量に加えて、掃流現象等が起こることによって沈殿物が再攪乱するおそれのない1 m以上の水深を加えた構造であること。
- (4) 沈砂池を兼ねるえん堤等に設置するときは、余水吐における最高水位に0.6m以上の余裕高を有するものであること。

(えん堤等からの排水の基準)

第9条 狭窄部へ排水するえん堤等の放流孔の流出係数が0.6であること。

(法面の勾配)

第10条 直高がおおむね1.5mを超える法面で、近傍に現地に適合した安全な既往の法面がない場合は、道路土工-のり面工・斜面安定工指針(社団法人日本道路公団)に従った勾配であること。

(造成森林)

第11条 必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置、マウンド工法等により確実な造成が見込まれる工法を採用し、地域の自然的条件に適するよう原則として樹高0.3m以上の高木性樹を、樹高に応じた植栽本数を均等に分布するよう植栽するものであること。なお、樹高0.3~0.6mの苗木の植栽本数はヘクタール当たり5,000本とする。

2 修景効果を併せ期待する造成森林は、できるだけ大きな樹木を植栽するものであること。

(集水区域内の流出係数)

第12条 集水区域内の地表状況及び傾斜等が異なった場合は、面積按分による平均流出係数を求めるものとする。

(洪水到達時間)

第 13 条 洪水到達時間は、必要と認められる場合には算定式により求めるものとする。

(同意に関する基準)

第 14 条 林地開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の同意は、申請に関する審査が終了するまでに同意が得られるものであること。

附 則

(施行期日)

この許可の基準に係る審査基準と審査等については、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この許可の審査に必要な事項の施行の際現に受けている森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項に規定する許可を規則第 16 条の規定に基づき申請しようとするものは、なお従前の例による。